

クリエイター派遣事業実施要領

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「財団」という。）が、財団の定款第4条第1号に基づき実施するクリエイター派遣事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

2 本事業は、財団が中小企業等にデザイン思考やデザイン提供等により事業の付加価値向上に資する者（以下「クリエイター」という。）を派遣するとともにクリエイターの派遣にかかる費用の一部を負担することで、中小企業等の競争力強化、雇用拡大、持続可能な成長等を目指す自主的な取り組みを促し、クリエイターの活躍の場を広げ且つ、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、または中小企業者が3分の2以上を占める団体、あるいは創業を予定する者（以下「中小企業等」という。）であること。
- (2) 神戸市内に主たる事業所を有し、市内で事業活動を行っていること。
- (3) 自主独立の営利を目的とする事業（以下「営利事業」という。）を行うもの、または営利事業の創業を予定するものであること。

2 主たる事業所とは、個人事業にあっては開業届に記載の納税地、法人にあっては登記上の本店または主たる事務所等、団体にあっては主たる構成員の納税地または主たる事務所等を指す。

3 本事業は、みなし大企業、フランチャイジー、資産管理会社等には適用しない。

(1) みなし大企業とは、下記①または②いずれかの条件を満たす企業をいう。

- ① 発行済み株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されていること。
- ② 発行済み株式または出資の3分の2以上を大規模法人に所有されていること。

(2) フランチャイジーとは、フランチャイザー（本部）から提供されるブランド名や運営ノウハウを利用して事業を展開する加盟店や直営店をいう。

(3) 資産管理会社等とは、個人が保有する不動産や株式などの資産を管理・運用する目的で設立した法人、資産の管理・運用が主たる事業であるものをいう。

4 本事業は、国や地方自治体等の出資を受ける地方自治法第221条第3項の法人には適用しない。

5 国や地方自治体の委託を受けた事業の円滑な推進のために本事業を利用しようとする事業者には適用しない。

(事業の種別)

第3条 本事業は、次の各号のとおり区分する。

(1) ブランディング支援事業

ブランド力強化による差別化や顧客との信頼関係構築等を目的とするもので、具体的なデザインの依頼について、クリエイター（本事業の申込を希望する中小企業等が過去に協業したことのないクリエイターに限る。以下「新たなクリエイター」という。）の活用を後押しするための事業

(2) プロダクトデザイン支援事業

プロダクトにデザインを活用しようとするもので、プロダクトデザインの依頼について、新

たなクリエイターとの協業を後押しするための事業

(3) 販路開拓・拡大支援事業

商品、サービスの販路開拓や販路拡大を目的とするもので、販促デザインの依頼について、新たなクリエイターの活用を後押しするための事業

(事業の審査)

第4条 クリエイターの選定及び登録、派遣対象事業の審査等に関する事務については、財団の「クリエイター派遣審査選定委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）に基づき、実施するものとする。

(クリエイターの選定及び派遣)

第5条 理事長は、専門家派遣事業実施要領第5条1項の専門家登録の要件に合致するものを選定するものとする。

2 クリエイターは、1事業につき1名の派遣を原則とする。但し、理事長が必要と認めるときは、複数名を派遣することができるものとする。

3 理事長は、第1項のクリエイターの選定に当たっては、設置要綱により設置されたクリエイター派遣委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重するものとする。

(暴力団等の排除)

第6条 中小企業等やクリエイターが次の各号に該当する場合、本事業の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (4) 法人にあっては役員及び使用人、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（以下「役員等」という。）が暴力団員であるなど暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している恐れのある個人又は法人等
- (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している恐れのある個人又は法人等
- (6) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している恐れのある個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している恐れのある個人又は法人等
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している恐れのある個人又は法人等
- (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している恐れのある個人又は法人等

(秘密の保持)

第7条 クリエイターは、本事業を通じて知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(クリエイターの登録の取り消し)

第8条 理事長は、次の各号に該当する場合、クリエイターの登録を取り消すことができる。登録を取り消した者については、取消日から5年を経なければ再度の登録ができない。

- (1) 本事業の目的若しくは内容を逸脱する行為を行ったと認められる場合
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- (4) 本事業で知り得た秘密を漏らした場合
- (5) 心身の故障のため支援業務に堪えられないと認められる場合
- (6) 支援の内容が適正でないと認められる場合
- (7) その他理事長が、本事業のクリエイターとして不適格と認めた場合

(本事業の申込)

第9条 本事業の申込を希望する中小企業等（以下、「依頼企業」という。）は、理事長に対し、クリエイターの選定を依頼するものとする。

- 2 理事長は、前項の依頼を受けたときは、依頼企業に職員を派遣して状況を把握し、クリエイターを選定する。
- 3 本事業の申込は、依頼企業が、理事長に対し、クリエイター派遣事業審査申込書（様式2、以下「申込書」という。）及びクリエイター派遣事業実施計画書（様式3、以下「実施計画書」という。）並びに理事長が必要と認める書類を提出することにより行うものとする。

(事業の認定及び派遣開始)

第10条 理事長は、前条第3項の申込を受けたときは、委員会にて次の各号に定める要件に合致するかを審査する。

- (1) 第2条に定める支援対象者による申込であること。
- (2) クリエイター派遣の目的あるいは目標が明確であり、かつ、第1条、第3条に合致すること。
- (3) クリエイター及び依頼企業の両者がともに支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (4) 計画書類一式が妥当なものと判断できること
- 2 理事長は、委員会の意見を尊重し事業の認否を決定するものとする。決定は、クリエイター派遣事業審査結果通知（様式8）により、依頼企業に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項で事業を認定したときは、依頼企業が負担すべき受益者負担金（以下「負担金」という。）を請求するものとする。負担金は、クリエイターの支援に係る謝金の額の2分の1に相当する額（100円未満の端数は切り捨て）とする。
- 4 理事長は、前項の負担金の入金を確認したときから、クリエイターを派遣することができる。

(職員の派遣)

第11条 理事長は、本事業の実施状況並びに本事業の効果を把握するため、必要に応じて依頼企業に職員を派遣することができるものとする。

(派遣期間等)

第12条 理事長は、依頼企業に対し、平日（土日祝日および年末年始を除く）9時00分から18時00分の間でクリエイターを派遣し、対面による支援を実施する。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 クリエイターは、実施計画書にもとづき、依頼企業を支援するものとする。
- 3 クリエイターは、理事長に対し、事業の進捗をクリエイター派遣事業経過報告書（様式4）により適宜適切に報告しなければならない。

（支援終了の報告）

第13条 事業を終了したときは、クリエイターは理事長に対しクリエイター派遣事業実施報告書（様式5）を速やかに提出し、支援内容を報告するものとし、理事長は、その写しを依頼企業に交付する。

2 依頼企業は、前項の交付を受けたときは、理事長に対しクリエイター派遣事業成果報告書（様式6）により、速やかに支援の成果を報告するものとする。

（クリエイターの謝金等）

第14条 派遣クリエイターの支援にかかる謝金は、支援上限額のうち理事長が決定する額とし、支援上限額は別表に定める。

2 理事長は、前条の報告を受けて検査を行い、結果をクリエイターに通知する。財団は、クリエイターから適格な請求書による請求を受けて、これを支払うものとする。

（事業計画の変更）

第15条 理事長がクリエイターの派遣を開始した後に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、依頼企業はクリエイター派遣事業変更申請書（様式7）を理事長に提出するものとする。

(1) 当初予定していた支援の到達目標に変更が生じたとき

(2) 派遣計画期間内に支援が終了しないとき

(3) やむをえない事由により計画を終了するとき

2 理事長は、前項の提出を受けたときは、派遣を変更することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、理事長は事業の認定を取り消すことができる。

(1) 認定された計画に従って実施しないとき

(2) 既に実施した内容が本事業の目的または規定に著しく逸脱しているとき

(3) 第7条の規定に違反しているとき

3 理事長は、委員会の意見を尊重し前項の判断を決定するものとする。決定は、クリエイター派遣事業変更通知書（様式9）により前項の決定を通知する。理事長の決定により、徴収した負担金の額を訂正するときは、徴収した額との差額を速やかに徴収又は返金するものとする。但し、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、この限りではない。

(1) 依頼企業の責めに帰すべき事由により、クリエイターの派遣が行われなかったとき

(2) 前項による取消を決定したとき

4 前項の負担金の訂正額は、下記の(1)、(2)の合計額とする。但し、クリエイターと依頼企業の双方が合意した場合はこの限りではない。

(1) 納品検査に合格しているときは、第14条第1項に定める額の50%相当額。

(2) 第14条第1項に定める額から上記(1)の額を減じた額（50%相当額）を、第9条第3項の実施計画書の実施経過報告に応じ案分した額

（成果の帰属）

第16条 本事業によって得られた総ての成果の所有権は、第12条第3項、第13条の報告書を除き、依頼企業とクリエイターが、別途定めるものとする。

（成果の普及）

第17条 理事長は、本事業により支援を行った好事例について、インターネット等を活用した情報提供等により、中小企業等の啓発に努めるものとする。

(免 責)

第 18 条 財団は、本事業の実施に関して、クリエイター又は依頼企業及び第三者に損害が生じた場合、その責任を負わないものとする。

(補 則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、定めのない事項若しくはこの事業の推進に関し必要な事項については別に定める。

附則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 15 条関係）

派遣クリエイターの謝金の上限額	
第 3 条第 1 項第 1 号関係事業 第 3 条第 1 項第 2 号関係事業	上限55万円（上限50万円＋税）
第 3 条第 1 項第 3 号関係事業	上限33万円（上限30万円＋税）